

令和6年7月11日

市政記者クラブ 様

交通局 自動車部自動車運転課
(大橋 972-3871)

市バスの交通違反について

市バス運転士が営業運行中の指定通行区分違反により、本日、道路交通法違反として交通反則告知書（青切符）を交付されました。

交通違反を起こしたことに付きまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように改めて指導を徹底してまいります。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 発 生 日 時 | 令和6年7月8日（月） 午後4時42分頃 |
| 2 | 場 所 | 名古屋市中区栄三丁目25番20号付近道路
（市道 久屋大通） |
| 3 | 所 属 | 御器所営業所 運転士 （54歳） |
| 4 | 系 統 | 栄18系統
栄 午後4時40分発 妙見町行 |
| 5 | 状 況 | <p>上記運転士より、運行経路を誤ったとの報告を受けました。</p> <p>調査したところ、上記日時・場所において、第4車線（右折車線）から直進した事実が確認されたことから中警察署へ報告しました。</p> <p>本日、中警察署による運転士への聞き取りが行われ、午後0時05分に道路交通法違反として交通反則告知書（青切符）を交付されました。</p> <p>なお、このことによる運行への支障はありませんでした。</p> |
| 6 | 再発防止策 | 全運転士に対し、道路交通法を遵守するよう、運行管理者による注意喚起や日々の点呼等で、改めて指導を徹底します。 |